



米沢市報道資料

幸徳院観音堂(笹野観音堂)の重要文化財指定について

令和8年1月15日

社会教育文化課文化財担当
電話 22-5111(内線 7530・7531)

令和7年10月24日(金)に開催された国の文化審議会で重要文化財指定の答申があった「幸徳院観音堂」について、別添のとおり本日付けの官報告示で国の重要文化財に指定されましたので、お知らせいたします。

記

1 重要文化財の概要

・文化財種別 建造物

・名 称 こうとくいんかんのんどう
幸徳院観音堂

つげたり
附 棟札 二枚 板札 一点 普請関係文書 五冊

・員 数 一棟

・所 有 者 幸徳院

・所 在 地 米沢市笹野本町

2 米沢市の指定等文化財について

・米沢市の国指定重要文化財(国宝含む)件数 30件 → 31件

・米沢市の指定等文化財件数 158件 → 158件(県指定が解除となるため増減なし)

・建造物での国指定は、昭和48年(1973)6月2日指定の「旧米沢高等工業学校本館」(山形大学米沢キャンパス内)以来、2件目となります

以上

官報

(号外) 発行内閣府 (原稿作成 国立印刷局)

目次

〔政 令〕

- 財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律第五條第二項第三号に規定する法人を定める政令の一部を改正する政令 (一)
- 国民健康保険法施行令及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令 (二)

〔省 令〕

- 電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令 (総務三)
- 民事裁判情報の活用に関する法律施行規則 (法務一)
- 国民健康保険法施行規則等の一部を改正する省令 (厚生労働二)
- 船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく事業場の認定に関する規則の一部を改正する省令 (国土交通二)

〔法規的告示〕

- 原子力発電施設等緊急時安全対策交付金交付規則の一部を改正する告示 (内閣府二)
- 民事裁判情報の活用に関する法律第四條第一項の規定に基づき、民事裁判情報の活用に関する基本的な方針を定める告示 (法務二)

〔その他告示〕

- 有形文化財を重要文化財に指定する件 (文部科学二)
- 重要文化財に有形文化財を追加して指定する件 (同四)
- 文化財保護法第五十九條第一項に基づき登録有形文化財の登録を抹消する件 (同五)
- 令和八年における国民生活基礎調査の調査の期日等を定める件 (厚生労働七)
- 砂防法第二條の土地を指定する件 (国土交通三六～四三)

〔公 告〕

- 裁判所 諸事項
- 破産、免責、再生関係 特殊法人等
- 日本弁護士連合会公示送達関係 地方公共団体
- 教育職員免許状失効、行旅死亡人、農業協同組合法第六十四條の二の届出関係
- 会社その他 会社決算公告

本号で公布された法令のあらまし

◇ 財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律第五條第二項第三号に規定する法人を定める政令の一部を改正する政令(政令第一号)(財務省)

1 財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律第五條第二項第三号に規定する法人を定める政令により指定している財政投融資計画において政府保証の予定額について記載すべき法人に、株式会社産業革新投資機構を追加する。(本則関係)

2 この政令は、公布の日から施行する。(附則関係)

◇ 国民健康保険法施行令及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令 (政令第二号)(厚生労働省)

第1 国民健康保険法施行令の一部改正

1 国民健康保険組合に係る特別積立金等 国民健康保険組合における特別積立金の算定において、子ども・子育て支援納付金に係る額を勘案するものとし、国民健康保険組合における給付費等支払準備金について子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に不足が生じたときにも使用できるものとする。(第十九條第一項第二号及び第二項第二号並びに第二十条第四項関係)

2 国民健康保険の保険料における子ども・子育て支援納付金の賦課等

(1) 国民健康保険の保険料の納付義務者に対する賦課額として合算する額に、子ども・子育て支援納付金賦課額を追加する。(第二十九條の七第一項第四号関係)

(2) 子ども・子育て支援納付金賦課額は、イに掲げる額の見込額からロに掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した場合に、イに掲げる額の見込額からロに掲げる額の見込額を控除した額にイに掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とする。(第二十九條の七第五項第一号関係)

イ 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額

ロ 3(2)の基準に従い被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額

当該年度におけるイ及びロに掲げる額の合算額

イ 国民健康保険法の規定により交付を受ける補助金及び同法の規定により貸し付けられる貸付金の額

ロ その他当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用のための収入の額

ハ 当該年度における子ども・子育て支援納付金賦課額の減免の額の総額

(3) 子ども・子育て支援納付金賦課額は、次に掲げる額のうちいずれかによるものとする。(第二十九條の七第五項第二号関係)

イ 所得割総額、資産割総額、被保険者均等割総額、十八歳以上被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額の合計額

ロ 所得割総額、被保険者均等割総額、十八歳以上被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額の合計額

ハ 所得別総額、被保険者均等割総額及び十八歳以上被保険者均等割総額の合計額

イ 子ども・子育て支援納付金賦課額は、(3)のイからハまでに掲げる子ども・子育て支援納付金賦課額の区分に応じ、世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した所得割額、資産割額若しくは被保険者均等割額の合算額の総額又は当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額に、当該世帯に属する十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日の翌日以後である被保険者につき算定した十八歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額とする。(第二十九條の七第五項第三号関係)

(4) 子ども・子育て支援納付金賦課額は、三万円を超えることができないものとする。(第二十九條の七第五項第十号関係)

その他告示

○文部科学省告示第三号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第一項の規定に基づき、次の表に掲げる有形文化財を重要文化財に指定したので、同法第二十八条第一項の規定に基づき告示する。
 令和八年一月十五日
 文部科学大臣 黄川田仁志

名称	員数	構造及び形式	所有者	所有者住所	所在地
小樽港防波堤施設 北防波堤 南防波堤 島防波堤	三所	コンクリート造一部鉄筋コンクリート造、延長一、五五九・九メートル コンクリート造一部鉄筋コンクリート造、延長九一四・八メートル 鉄筋コンクリート造、延長九一五・五メートル 附・旧北防波堤斜塊 一個 ・銘板 四枚	国（国土交通省）	東京都千代田区霞が関二丁目一番三号	北海道小樽市手宮一丁目地先、同築港地先、同築港二番二号
岩橋家住宅（秋田県仙北市角館町東勝楽丁）	一棟	上部 桁行六・四メートル、梁間三・六メートル、切妻造、南面、東面及び西面下屋付、板葺 下部 桁行一〇・九メートル、梁間四・六メートル、切妻造、正面玄関附属、西面及び東面下屋付、東面葺きおろし下屋、板葺	岩橋秀子	神奈川県横浜市緑区青砥町二五四番地一クレッセントアクアポリス四〇四号	秋田県仙北市角館町東勝楽丁三番地一
幸徳院観音堂	一棟	桁行三間、梁間四間、一重、入母屋造、向拝三間、入母屋造、妻入、軒唐破風付、茅葺 附・棟札 二枚 ・板札 一点 ・普請関係文書 五冊	幸徳院	山形県米沢市笹野本町	山形県米沢市笹野本町
大動山寺	一棟	桁行五間、梁間五間、一重、入母屋造、向拝一間、軒唐破風付、銅板葺 附・棟札 二枚	大山寺	千葉県鴨川市平塚一七八番地一	千葉県鴨川市平塚一七八番地一
宮殿	一基	桁行三間、梁間二間、二重、切妻造、上重正面千鳥破風付、下重正面軒唐破風付、本瓦形板葺、須弥壇含む	光明寺	京都府長岡京市粟生西条内二六番地一	京都府長岡京市粟生西条内二六番地一
光本堂（御影堂）	八棟	桁行七間、梁間七間、一重、入母屋造、向拝三間、本瓦葺 附・宮殿 一基 桁行一間、梁間二間、一重、入母屋造、正面千鳥破風及び軒唐破風付、板葺 ・渡廊下 一棟 桁行折曲り二二間、梁間一間、一重、切妻造、棧瓦葺 桁行正面三間、背面四間、梁間四間、一重、入母屋造、向拝一間、背面軒下張出附属、本瓦葺 桁行一九・〇メートル、梁間一四・九メートル、一重、入母屋造、棧瓦葺 四脚門、切妻造、前後唐破風造、檜皮葺 附・築地塀 二棟 北方及び南方 各折曲り延長九・七メートル、本瓦葺	光明寺	京都府長岡京市粟生西条内二六番地一	京都府長岡京市粟生西条内二六番地一